

## 北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領

[平成12年4月 1日付け農振第 9 号農政部長通知]

[平成16年4月 1日付け農振第116号農政部長通知]

[平成17年7月 1日付け農設第267号農政部長通知]

[平成22年4月20日付け農設第 75号農政部長通知]

[平成23年4月 1日付け農設第587号農政部長通知]

[平成24年4月 2日付け農設第500号農政部長通知]

[平成27年7月10日付け農設第197号農政部長通知]

[平成28年4月 1日付け農設第518号農政部長通知]

[令和 2年5月22日付け農設第 96号農政部長通知]

[令和 3年5月20日付け農設第124号農政部長通知]

最終改正 [令和 4年5月16日付け農設第106号農政部長通知]

### 第1 趣旨

道は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保するため、北海道中山間地域等直接支払交付金の交付等に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。）別紙4の第1により設置された組織（以下「道協議会」という。）に北海道中山間地域等直接支払交付金及び北海道中山間地域等直接支払推進交付金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。）、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知。）、北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月3日付け農振第13号農政部長通知。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 交付対象経費等

- 1 第1に規定する経費の内容及びこれに対する交付率等は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 市町村長は、別表の交付対象経費の欄に掲げる1及び2の事業（以下「交付金等交付事業」という。）に要する経費の相互間の流用をしてはならない。

### 第3 交付金等の交付申請

- 1 市町村長は、交付金等の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が別に定める日までに、農政第136号様式（昭和49年北海道告示第809号に

よる告示様式。以下「農政第○号様式」について同じ。)の交付金等交付申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。

- 2 道協議会長は、交付金等の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、知事が別に定める日までに、農政第1号様式の補助金等交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
  - (1) 補助金等交付申請額算出調書(農政第14号様式)
  - (2) 経費の配分調書(農政第18号様式)
  - (3) 事業予算書(農政第20号様式)
  - (4) 資金収支計画(農政第32号様式)
  - (5) 推進事業実施計画書(農政第181号様式)
- 3 道協議会長は、2の申請書を提出するに当たって、交付金等に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

#### 第4 交付金等の交付の決定等

- 1 総合振興局長等は、第3の1の規定による交付金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る交付金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付金等交付事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、別記様式第1-1号により当該市町村長に通知するものとする。
- 2 知事は、第3の2の規定による補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、別記様式第1-2号により道協議会長に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等及び知事は、交付金等の交付をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して交付金等の交付の申請をした者に別記様式第2号により通知するものとする。
- 4 市町村長及び道協議会長は、第3の1又は2の規定による交付申請を取り下げようとするときは、1又は2の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を総合振興局長等又は知事に提出しなければならない。

#### 第5 債権譲渡等の禁止

- 1 別表2の交付金について、市町村長及び道協議会長は、第4の1又は2の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、総合振興局長等又は知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

## 第6 交付金等交付事業の内容の変更等

- 1 市町村長は、交付金等交付事業の内容を変更するときは、農政第137号様式の交付金等変更承認申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。  
ただし、別表の軽微な変更を除く。
- 2 総合振興局長等は、1の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、別記様式第3-1号により当該市町村長に通知するものとする。
- 3 市町村長は、交付金等交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、農政第138号様式の交付金等中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて、総合振興局長等に提出しなければならない。
- 4 総合振興局長等は、3の規定による中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、別記様式第4号により当該市町村長に通知するものとする。
- 5 道協議会長は、交付金等交付事業の内容の変更をしようとするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。  
ただし、別表の軽微な変更を除く。
- 6 知事は、5の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、別記様式第3-2号により道協議会長に通知するものとする。
- 7 道協議会長は、交付金等交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に關係書類を添えて、知事に対し申請しなければならない。
- 8 知事は、7の規定による中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに承認の決定を行い、別記様式第4号により道協議会長に通知するものとする。
- 9 市町村長及び道協議会長は、1、3、5又は7の規定に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、1又は5の規定に準じて総合振興局長等又は知事の承認を受けることができる。
- 10 総合振興局長等及び知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

## 第7 事情変更による決定の取消し等

- 1 総合振興局長等及び知事は、第4の規定による交付金等の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、交付金等交付事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 総合振興局長等及び知事は、1の規定による交付決定の取消しを行ったときは、別記様式第5号により当該市町村長又は道協議会長に通知する。
- 3 総合振興局長等は、1の規定による交付決定の変更を行ったときは、別記様式第6-1号により当該市町村長に通知する。

- 4 知事は、1の規定による交付決定の変更を行ったときは、別記様式第6-2号により道協議会長に通知する。

## 第8 交付金等の概算払

- 1 市町村長は、交付金等の概算払を受けようとするときは、農政第140号様式の交付金等概算払申請書を総合振興局長等に提出しなければならない。
- 2 総合振興局長等は、1の規定による交付金等概算払申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金等交付事業の遂行上必要があると認めたときは、速やかに概算払の決定を行い、別記様式第7-1号により当該市町村長に通知するものとする。
- 3 道協議会長は、交付金等の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式又は農政第26号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、3により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記様式第7-2号により道協議会長に通知するものとする。

## 第9 事業遅延の届出

- 1 市町村長及び道協議会長は交付金等交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付金等交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第8号による遅延届出書を総合振興局長等又は知事に提出し、その指示を受けなければならない。

## 第10 事業遂行状況の報告

- 1 市町村長は、交付金等の交付の決定があった年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月20日までに、別記様式第9-1号の交付金等遂行状況報告書を総合振興局長等に提出するものとする。ただし、概算払申請書をもって代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、総合振興局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して交付金等交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。
- 3 道協議会長は、交付金等の交付の決定があった年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月20日までに、別記様式第9-2号の交付金等遂行状況報告書を知事に提出するものとする。ただし、概算払申請書をもって代えることができるものとする。
- 4 前項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、道協議会長に対して交付金等交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

## 第11 実績報告

- 1 市町村長は、交付金等交付事業を完了したときは、農政第141号様式の交付金等実績報告書を交付事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い

日までに、総合振興局長等に提出しなければならない。

2 道協議会長は、交付金等交付事業を完了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (2) 補助金等精算書（農政第29号様式）
- (3) 事業精算書（農政第31号様式）
- (4) 推進事業実績報告書（農政第181号様式）

3 道協議会長は第3の3ただし書の規定により交付の申請をし、2の実績報告書を提出するに当たって、交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 道協議会長は第3の3ただし書の規定により交付の申請をし、2の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

## 第12 交付金等の額の確定等

1 総合振興局長等は、第11の1の規定による実績報告書を受理したときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金等交付事業の成果が交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、別記様式第11-1号により当該市町村長に通知するものとする。

2 総合振興局長等は、1の規定により交付金等の額を確定したときは、当該交付金に係る交付状況を取りまとめ、別記様式第12号の交付金等交付状況報告書に1の実績報告書の写しを添えて、農政部長に報告するものとする。

3 知事は、第11の2の規定による実績報告書等を受理したときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金等交付事業の成果が交付金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、別記様式第11-2号により道協議会長に通知する。

4 第11及び前3項の規定は、第6の3及び7の規定に基づき交付金等交付事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、第11の1及び2の「補助事業完了の日」を「補助事業廃止の承認を受けた日」に読み替える。

## 第13 額の再確定

1 市町村長は、第12の1の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金等交

付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金等に代わる収入があったこと等により交付金等交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11の1の規定に準じて提出するものとする。

- 2 総合振興局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12の1の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第15の2及び第16の1の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 道協議会長は第12の3の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金等交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金等に代わる収入があったこと等により交付金等交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11の2の規定に準じて提出するものとする。
- 5 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12の3の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 6 第15の4及び第16の1の規定は、前項の場合に準用する。

#### 第14 交付金等の交付決定の取消し

- 1 総合振興局長等及び知事は、次のいずれかに該当するときは、第4の1又は2の交付金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。
  - (1) 交付金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに交付金等を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により交付金等を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 交付金等交付事業に関して不正に他の交付金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 第18の規定に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金等交付事業に関して、交付金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 1の規定は、交付金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### 第15 交付金等の返還

- 1 総合振興局長等は、第14の1の規定により交付金等の交付決定の取り消した場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 総合振興局長等は、第12の1の規定により交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときには、別記様式第13-1号により市町村長にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第14の1により交付の決定を取り消した場合において、既に取り消しに係る部分に対する交付金等が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

- 4 知事は、第12の3の規定により交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときには、別記様式第13-2号により道協議会長にその超過額の返還を命ずるものとする。
- 5 1から4の規定による交付金等の返還期限は、交付金等の交付決定の取消し又は額の確定の通知をした日から20日以内とする。ただし、市町村において交付金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合には、交付金等の額の確定の通知の日から90日以内において定めることができる。

#### 第16 違約延滞金

- 1 市町村長及び道協議会長は、交付金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

#### 第17 財産の管理等

- 1 市町村長及び道協議会長は、中山間地域等直接支払推進交付金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金等交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金等交付事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。

#### 第18 財産の処分等

- 1 市町村長及び道協議会長は、取得財産等で、次に掲げるものを、交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、別記様式第14号により当該処分等についてあらかじめ総合振興局長等に申請し、その承認を得なければならない。
  - 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- 2 1及び2の規定は、市町村長及び道協議会長が交付金等の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は適用しない。
- 3 総合振興局長等及び知事は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記様式第15号により市町村長又は道協議会長に通知するものとする。
- 4 総合振興局長等及び知事は、3の規定により補助事業者等による財産の処分について承認をする場合においては、当該財産の取得又は効用の増加に要した交付金等の全部又は一部に相当する金額を道に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付すことができる。

#### 第19 残存物件の処理

- 1 市町村長及び道協議会長は交付金等交付事業が完了し又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を総合振興局長等又は知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第20 交付金等に係る経理

- 1 交付金等の交付を受けた市町村長及び道協議会長は、交付金等交付事業に関する帳簿及び書類を備え、交付事業に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるようこれを整理しておかなければならない。
- 2 1の帳簿及び書類は、交付金等交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について処分制限期間を経過しない場合においては、当該処分を制限された期間、別記第16号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 前2項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第21 交付金調書

- 1 市町村長は、交付金等交付事業に係る歳出歳入の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第17号による交付金調書を作成しておかなければならない。

#### 第22 補助事業者等に対する調査等

- 1 総合振興局長等及び知事は、交付金等に係る予算の執行の適正を期すため必要があると認めるときは、市町村長又は道協議会長に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附則1 この交付要領は、平成27年7月10日から施行する。

- 2 改正前の北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領に基づき実施している事業に係る事務手続きは、なお従前の例による。

附則1 この交付要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則1 この交付要領は、令和2年5月22日から施行する。

附則1 この交付要領は、令和3年5月20日から施行する。

附則1 この交付要領は、令和4年5月16日から施行する。



## 別表

交付対象経費	経費の内容	交付率等	軽微な変更
1 北海道中山間地域等直接支払交付金	市町村が北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知）第10により集落協定及び個別協定に基づいて交付金を交付するのに要する経費	定 額	交付金の30%を超える変更以外の変更
2 北海道中山間地域等直接支払推進交付金	(1) 市町村が北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成12年4月3日付け農振第13号農政部長通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 推進事務に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ 交付事務に要する経費 (2) 道協議会が第3の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 ア 推進・指導に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定 額            定 額	交付金の30%以内の減            交付金の30%以内の減

〇〇市(町村)長  
(氏 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長)

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の交付の決定について(通知)

年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る  
交付金等の交付について、別紙指令書のとおり決定されたので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に執行してください。

記

この交付金等は、交付金等交付事業の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をします  
ので、概算払が必要な場合は、交付金等概算払申請書を提出してください。

( 部 課 係)

(記号) 第 号指令

〇〇市(町村)

年 月 日に申請のあった 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業については、申請内容のとおり承認し、交付金等交付事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この交付金等の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金等の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	交付対象経費	交付金等の額	完了期限
北海道中山間地域等直接支払交付金	円	円	年 月 日
北海道中山間地域等直接支払推進交付金			

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知)、日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け農振第6号農政部長通知)、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領(平成12年4月1日付け農振第9号農政部長通知)及び北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領(平成12年4月3日付け農振第13号農政部長通知)及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意を持って交付金等交付事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 第1項の表の中山間地域等直接支払交付金と中山間地域等直接支払推進交付金(以下「交付金等」という。)に要する経費の相互間の流用をすることはできません。
- 4 交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を総合振興局長(振興局長)に提出しなければなりません。
- 5 北海道中山間地域等直接支払推進交付金については、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、総合振興局長(振興局長)の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。
- 6 事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
- (1) 交付金の30パーセントを超える変更以外の変更(中山間地域等直接支払交付金に限る)
- (2) 交付金の30パーセント以内の減(中山間地域等直接支払推進交付金に限る)
- 7 交付金等交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。
- 8 交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、6の規定に準じて総合振興局長(振興局長)の承認を受けることができます。
- 9 交付金等の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあり

ます。

- 10 交付金等交付事業が期限までに完了しないとき又は交付金等交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長（振興局長）に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 11 交付金等の交付の決定があった年度の12月31日現在における事業の遂行状況について、当該年度の1月20日までに、別記様式第9-1号を提出しなければなりません。ただし、概算払申請書をもって代えることができます。
- 12 交付金等交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を総合振興局長（振興局長）に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 13 交付金等交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等交付事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、交付金等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。
- 14 この交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金等交付事業の成果が適合しないときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 15 額の確定通知を受けた後において、交付金等交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金等交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、総合振興局長（振興局長）に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 16 この交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って交付金等交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 17 前項の命令に違反したときは、交付金等交付事業の遂行を一時停止し、並びに交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金等の交付の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金等があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金等の額の確定があった後においても、また同様とします。
  - (1) この交付金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金等を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により交付金等を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 交付金等交付事業に関して不正に他の交付金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - (4) 第22の規定に違反したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金等交付事業に関して、交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 交付金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 20 交付金等の返還を命ぜられ、当該交付金等又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義

務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

- 21 中山間地域等直接支払推進交付金により取得し、又は効用の増加した財産(以下、「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 22 取得財産等(不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具)については、交付金等交付事業等の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、期間の定めなく)は、あらかじめ総合振興局長(振興局長)の承認を受けないでこの交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
- 23 前項の申請により承認を受けた場合において、交付金等の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 24 前項に定める場合を除くほか、取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 25 交付金等交付事業が完了又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を総合振興局長(振興局長)に報告しなければなりません。
- 26 交付金等交付事業に関する帳簿及び書類を備え、当該交付事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを交付金等交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、取得財産等のうち処分を制限された財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 27 交付金等交付事業に係る歳出歳入の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする交付金調書を作成しなければなりません。
- 28 市町村長は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、交付金等の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、交付金等交付事業の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。  
なお、この場合において、「総合振興局長(振興局長)」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとします。
- 29 第11の遂行の状況に関する報告のほか、交付金等の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

( 部 課 係)

(記号)番 号  
年 月 日

道協議会長  
(氏 名) 様

北海道知事

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の交付の決定について(通知)  
年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係  
る交付金の交付について、別紙指令書のとおり決定されたので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に執行してください。

記

この交付金は、交付金等交付事業の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をしま  
すので、概算払が必要な場合は、交付金等概算払申請書を提出してください。

( 部 課 係)

(記号) 第 号指令

道協議会

年 月 日に申請のあった 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業については、申請内容のとおり承認し、交付金等交付事業の成果を成し遂げたときは、金 円を交付します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事



- 1 この交付金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	交付対象経費	交付金等の額	完了期限
北海道中山間地域等直接支払推進交付金	円	円	年 月 日

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領（平成 12 年 4 月 1 日付け農振第 9 号農政部長通知）及び北海道中山間地域等直接支払推進交付金実施要領（平成 12 年 4 月 3 日付け農振第 13 号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意を持って交付金等交付事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければなりません。
- 4 交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。
- 5 事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければなりません。  
ただし、交付金の 30 パーセント以内の減に該当するときは、この限りではありません。
- 6 交付金等交付事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければなりません。
- 7 交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、5 の規定に準じて知事の承認を受けることができます。
- 8 交付金等の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- 9 交付金等交付事業が期限までに完了しないとき又は交付金等交付事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 10 交付金等の交付の決定があった年度の 12 月 31 日現在における事業の遂行状況について、当該年度の 1 月 20 日までに、別記様式第 9 - 2 号を知事に提出しなければなりません。ただし、概算払申請書をもって代えることができます。
- 11 交付金等交付事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。

- 12 交付金等交付事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、交付金等交付事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうちいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
- 13 交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付金等交付事業の成果が適合しないときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 14 道協議会長は実績報告書を提出するに当たって、交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければなりません。
- 15 道協議会長は実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければなりません。
- また、交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければなりません。
- 16 額の確定通知を受けた後において、交付金等交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金等交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出しなければなりません。
- 17 この交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って交付金等交付事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 18 前項の命令に違反したときは、交付金等交付事業の遂行を一時停止し、並びに交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 19 次の各号のいずれかに該当するときは、この交付金等の交付の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金等があるときは、その返還を命ずることがあります。交付金等の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この交付金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金等を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 交付金等交付事業に関して不正に他の交付金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 第23の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付金等交付事業に関して、交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 20 交付金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 21 交付金等の返還を命ぜられ、当該交付金等又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度におい




てその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

- 22 中山間地域等直接支払推進交付金により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、推進交付金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければなりません。
- 23 取得財産等（不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及び物品）については、交付金等交付事業の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、期間の定めなく）は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された交付金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
- 24 前項の申請により承認を受けた場合において、推進交付金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 交付金等交付事業が完了又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しなければなりません。
- 27 交付金等交付事業に関する帳簿及び書類を備え、当該交付事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、取得財産等のうち処分を制限された財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 28 第10項の遂行の状況に関する報告のほか、交付金等の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 29 交付金等交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、交付金等交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 30 前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式18号契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなりません。

（ 部 課 係 ）

(記号)番 号  
年 月 日

〇〇市(町村)長(道協議会長)  
(氏 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長、北海道知事) 

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の不交付の決定について  
年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に  
係る交付金等については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

交付金等を交付しない理由

( 部 課 係)

別記様式第3-1号

(記号) 第 号指令

〇〇市(町村)

年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け(記号)第 号指令の交付金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 印

- この承認の内容は、年 月 日付け 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の交付金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	変更前			変更後		
	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限
北海道中山間地域 等直接支払交付金	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日
北海道中山間地域 等直接支払推進交 付金						

( 部 課 係)

注1 変更承認申請の一部について承認する場合は、記の1の記載内容を削除して使用すること。

注2 この変更に伴い交付決定の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

別記様式第3-2号

(記号) 第 号指令

道協議会

年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け(記号) 第 号指令の交付金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事



- 1 この承認の内容は、年 月 日付け 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の交付金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	変更前			変更後		
	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限
北海道中山間地域 等直接支払推進交 付金	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

( 部 課 係)

注1 変更承認申請の一部について承認する場合は、記の1の記載内容を削除して使用すること。

注2 この変更に伴い交付決定の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

別記様式第4号

(記号) 第 号指令

〇〇市(町村、道協議会)

年 月 日申請に係る 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業の中止(廃止)を、承認します。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長(振興局長、北海道知事) 印  
( 部 課 係)

注 中止又は廃止を承認しない場合は、本文中「を、承認します。」とあるのは、「は、次の理由により承認しません。」と書き換え、下欄にその不承認の理由を具体的に記載すること。

別記様式第5号

(記号) 第 号達

〇〇市(町村、道協議会)

年 月 日付け(記号) 第 号指令による 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、当該取消しに係る部分に関し交付した交付金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長(振興局長、北海道知事) 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき交付金は、別に総合振興局長等(北海道知事)が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき交付金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

( 部 課 係)

注1 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記様式第6-1号

(記号) 第 号達

〇〇市(町村)

年 月 日付け(記号)第 号指令の 年度北海道中山間地域等直接  
 支払交付金等交付事業に対する交付金「金 円」を「金 円」に変更します。ただ  
 し、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 印

変更後の交付金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	変更前			変更後		
	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限
北海道中山間地域 等直接支払交付金	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日
北海道中山間地域 等直接支払推進交 付金						

( 部 課 係)

注1 この様式は、事情変更に基づく変更等補助事業者等の変更承認申請に基づかない変更の場合に使用すること。

注2 この変更に伴い交付決定の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

別記様式第6-2号

(記号) 第 号達

道協議会

年 月 日付け(記号)第 号指令の 年度北海道中山間地域等直接  
 支払交付金等交付事業に対する交付金「金 円」を「金 円」に変更します。ただ  
 し、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事



変更後の交付金の交付の対象となる事業及び経費並びに交付金の額及び完了期限は、次のとおりです。

区 分	変更前			変更後		
	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限	交付対象 経費	交付金 等の額	完了期限
北海道中山間地域 等直接支払推進交 付金	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

( 部 課 係)

注1 この様式は、事情変更に基づく変更等補助事業者等の変更承認申請に基づかない変更の場合に使用すること。

注2 この変更に伴い交付決定の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。



(記号)番 号  
年 月 日

〇〇市(町村)長  
(氏 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 印

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る交付金の概算  
払について

年 月 日申請に基づき、 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交  
付事業に係る交付金等について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- 1 概算払をする時期 月 頃
- 2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係)

(記号)番 号  
年 月 日

道協議会長  
(氏 名) 様

北海道知事 印

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る交付金の概算  
払について

年 月 日申請に基づき、年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交  
付事業に係る交付金等について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

- 1 概算払をする時期 月 頃
- 2 概算払をする額 金 円

( 部 課 係)

年度北海道中山間地域等直接支払交付金遅延届出書

番 号  
年 月 日

北海道〇〇総合振興局長（振興局長、北海道知事） 様

〇〇市（町村）長（道協議会長）  
（氏 名）



年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領第9の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付金等交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由及び今後の対処方針

2 交付金等交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）交付金等交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(記号)番 号  
年 月 日

北海道〇〇総合振興局長（振興局長）様

〇〇市（町村）長  
（氏 名） 印

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等について、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領第10の規定に基づき、次のとおり遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	執行済額 B	執 行 率 B/A	備 考
北海道中山間地域等直接支払交付金	円	円	%	
北海道中山間地域等直接支払推進交付金				

(記号)番 号  
年 月 日

北海道知事 様

道協議会長  
(氏 名) 印

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等について、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領第10の規定に基づき、次のとおり遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	執行済額 B	執 行 率 B/A	備 考
	円	円	%	
北海道中山間地域等直接支払推進交付金				

別記様式第10号

〇〇年度 北海道中山間地域等直接支払交付金等消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

北海道知事 様

道協議会長

(氏 名)



〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった北海道中山間地域等直接支払交付金等について、北海道中山間地域等直接支払交付金等交付要領第11の4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額	金	円
( 〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額		
	金	円
4 交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]


(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(記号)番 号  
年 月 日

〇〇市(町村)長  
(氏 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長) 

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の額の確定について(通知)  
年 月 日提出の交付金等実績報告書を審査(及び現地調査)した結果、  
年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る交付金等の額を次のとおり確定したの  
で、通知します。

記

交付金等の確定額 金 円

( 部 課 係)



(記号)番 号  
年 月 日

道協議会長  
(氏 名) 様

北海道知事



年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の額の確定について（通知）  
年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び現地調査）した結果、  
年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業に係る交付金等の額を次のとおり確定したの  
で、通知します。

記

交付金等の確定額 金 円

( 部 課 係)

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付状況報告書

(記号)番 号  
年 月 日

農政部長 様

〇〇総合振興局長 (振興局長)

年度北海道中山間地域等直接支払交付金等の交付状況を次のとおり報告します。

記

市町村名	区 分	交付金等 交 付 決定額	交 付 決 定 年月日	交付金等 の支出額	交付金 支 出 年月日	実 績 報 告 年月日	交付金等 の 額 の 確 定 額	確 定 年月日
	北海道中 山間地域 等直接支 払交付金	円		円			円	
	北海道中 山間地域 等直接支 払推進交 付金							

( 部 課 係)

別記様式第13-1号

(記号) 第 号達

市町村

年 月 日付け 第 号で通知した 年度北海道中山間地域等直接  
支払交付金等交付事業に係る交付金等の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した交付金等  
金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知して下さい。

年 月 日

北海道〇〇総合振興局長 (振興局長) 印

- 1 返還すべき交付金等は、別に総合振興局長 (振興局長) が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき交付金等を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額 (その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額) につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

( 部 課 係 )

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記様式第13-2号

(記号) 第 号達

道協議会

年 月 日付け 第 号で通知した 年度北海道中山間地域等直接  
支払交付金等交付事業に係る交付金等の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した交付金等  
金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知して下さい。

年 月 日

北海道知事

印

- 1 返還すべき交付金等は、別に知事が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき交付金等を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで  
の日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、そ  
の納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付す  
ること。

( 部 課 係)

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限  
を猶予した場合は、この限りでない。

財 産 処 分 承 認 申 請 書

(記号)番 号  
年 月 日

北海道〇〇総合振興局長（振興局長、北海道知事） 様

〇〇市（町村）長（道協議会長）

（氏 名） 印

年 月 日付けで交付決定のあった 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので承認されたく申請します。

記

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1 物 件 名   | (別紙1 財産調書のとおり)    |
| 2 処分する理由  | (別紙2 処分理由書のとおり)   |
| 3 評 価 額 金 | 円 (別紙3 評価額調書のとおり) |

## 別紙 1

## 財 産 調 書

物件名	規格、形状 又は寸法	数 量	取得価格	取 得 年月日	耐用年数	摘 要
			円			
計						

注 1 処分しようとする物件の写真を添付すること。

注 2 機械器具については、運転時間、走行距離等を記載すること。

別紙2

処 分 理 由 書

項 目	内 容
1 補助事業開始年月日	
2 補助事業完了年月日	
3 処 分 の 方 法	
4 処 分 の 理 由	
5 処 分 後 の 措 置	

注1 補助事業開始年月日は、事業開始時の着手年月日を記載すること。

注2 補助事業完了年月日は、事業完了時の最終債権債務の確定日を記載すること。ただし、事業が完了していない場合には、「継続中」と記載すること。

注3 処分の方法は、次の①～⑦の中から選択すること。

①目的外使用（有償、無償）、②譲渡（有償、無償）、③交換（等価差益、更新）、④貸付け（有償、無償）、⑤担保、⑥物件転用、⑦その他

注4 処分の理由は、何故処分する必要があるのかについて詳細に記載すること。

注5 処分後の所有者名及び使用方法を記載すること。

## 評 価 額 調 書

年 月 日調査

区 分		数 量	金 額	補助金額	算 出 基 礎
取 得 価 格	物件1		円	円	
	物件2				
	物件3				
	計				
控 除 額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				
評 価 額	物件1				
	物件2				
	物件3				
	計				

注1 評価額は、[取得価格－控除額]とする。

注2 評価方法については、地方公共団体等の評価方法によること。



(記号)番 号  
年 月 日

〇〇市(町村)長(道協議会長)  
(氏 名) 様

北海道〇〇総合振興局長(振興局長、北海道知事)



財産処分の承認について(通知)

年 月 日申請の 年度北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業の  
財産処分については、承認します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に知事が発行する納入通知書により道に納付すること。

( 部 課 係)

- 注 1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。
- 2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

## 財 産 管 理 台 帳

(市町村名・道協議会)							事業実施年度			年度 ~		年度		
事業の内容				工 期		経 費 の 区 分			処分制限期間		処分の状況		備考	
名称	工種構造・規格	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (単位:円)	経 費 内 訳(単位:円)			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							国費分	地方費分	その他					
計														

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。  
 注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。  
 注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

年度  
農林水産省所管

### 中山間地域等直接支払交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名									備考
			歳 入			歳 出						
交付事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額
	円		款 項 目 節	円	円	款 項 目	円	円	円	円		

記載要領

- 「交付事業名」欄には、中山間地域等直接支払交付金、中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業などと記載し、それぞれ当該交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その経費の配分は「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記入すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。